

埼玉県市町村デジタル化支援業務委託 公募型企画提案競技募集要項

1 目的

県内市町村は、システム標準化への対応を始め、行政手続の電子化や庁内各部門のデジタル化支援など様々な課題に直面しているが、デジタルに精通した人材の少ない市町村では対応に苦慮することも多い。

そこで、市町村が気軽に相談できる「DX よろず相談窓口」運営、各市町村のニーズにあった人材のデータベース化、及び確保した人材の派遣を行うため、本委託を実施する。

2 委託業務名

埼玉県市町村デジタル化支援業務

3 業務概要

「埼玉県市町村デジタル化支援業務委託仕様書」のとおり。

4 予算額

14,720,420 円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は当該業務の予算額であり、この範囲内で埼玉県財務規則の規定により予定価格を定める。

5 契約期間・履行期限

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

ただし、本業務の履行期限は令和 8 年 3 月 20 日（金）までとする。

6 参加資格

参加者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 本調達を実施される年度に属する埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、「電子計算に関する業務」または「集計・調査、企画研究、計画策定支援」に係る調達に参加できる資格の A 等級、B 等級又は C 等級で掲載された者であること。
- (4) 本業務の募集開始日から企画提案書の提出時までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

7 質問及び回答に関する手続き

仕様書に関する質問がある場合は、以下により質問票を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年4月8日（火）17時（必着）まで

(2) 受付方法

「質問票」【様式第1号】を「17 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出すること。

提出の際の件名は「【質問書】埼玉県市町村デジタル化支援業務委託」とする。

また、到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨を連絡すること。

なお、受付期間以外の質問及び指定する書式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、企画提案競技の手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

(3) 回答方法

令和7年4月11日（金）17時までに電子メールにより回答するとともに、県のホームページに掲載する。

8 企画提案競技参加申込及び参加資格の確認

(1) 提出書類

ア 埼玉県市町村デジタル化支援業務委託に係る企画提案競技参加申込書【様式第2号】

イ 会社概要【様式第3号】

※ 併せて会社概要パンフレット等を添付すること。

(2) 提出先

「17 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出すること。

※ 到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨を連絡すること。

(3) 提出期限

令和7年4月16日（水）17時（必着）

(4) 参加資格確認結果

参加に必要とされる要件を確認した後、結果を令和7年4月18日（金）17時までに電子メールで通知する。

9 企画提案書等の提出

企画提案競技の参加者は、以下により、企画提案書及び費用積算書を作成し、電子メールにより提出する。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(7) 企画提案書は「埼玉県市町村デジタル化支援業務評価項目一覧」に記載した各項目について、その項番を付して、記述すること。特に、「必須」項目については、記述がない場合は失格とする。

(4) 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。

- (ウ) 日本工業規格 A 4 横型用紙で印刷できるように作成すること。
 - (エ) 図版やチャート等、必要に応じて A 3 横型用紙サイズを想定したデータも可とするが、別紙扱いで別ファイルとすること。
 - (オ) 提案書は表紙や目次を除き、また別紙を含んだ上で 30 ページ以内とすること。
- イ 費用積算書（任意様式）
- (ア) 「埼玉縣市町村デジタル化支援業務委託仕様書」の各委託項目について、それぞれ具体的な積算根拠を示すこと。また、金額は日本国通貨で、消費税抜きで表記すること。
 - (イ) 企画提案書とは別冊で作成し、企画提案書と同時に提出すること。
 - (ウ) 消費税を含めた額が予定価格を超過した場合は失格とする。
- (2) 提出先
- 「17 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【提案書等】埼玉縣市町村デジタル化支援業務委託」とすること。
- ※ 到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨を連絡すること。
- (3) 提出期限
- 令和 7 年 4 月 23 日（水）17 時（必着）
- (4) 提出書類
- ア 企画提案書及び費用積算書（正本）
- 正本の表紙には、表題（「埼玉縣市町村デジタル化支援業務委託」）、事業者名、所在地、所在地、代表者名、担当者名、連絡先を記載すること。
- イ プレゼンテーション用企画提案書
- 会社名、ロゴマークなど提案者を特定できる表示は記載しないこと。
- (5) 留意事項
- ア 提出できる提案は、1 参加者につき 1 件までとする。
- イ 企画提案書等の提出後は、修正、差し替え等は認めない。ただし、必要に応じ、追加資料の提出などの補正を求めることがある。これに応じない参加者は失格とする。
- ウ 採用された提案書に記載されている事項及びプレゼンテーションで説明した事項に基づき、契約締結段階において契約書の仕様書に、追加、変更又は削除を行うことがある。
- エ 企画提案書等の内容は、契約内容の一部をなすこととなるため、必ず提案者自らが実現できる内容で記載すること。受注者の責により提案事項の履行が確認できなかった場合はペナルティの対象となり、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を行うことがある。
- オ 企画提案書等の内容が本県の仕様書等の要件を満たしていない場合、記載すべき事項が記載されていない場合、また記載されていても要件を満たしているか判断が不可能な場合には、失格となることがある。
- カ 仕様書に記載している事項以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。ただし、いくつかの方式を挙げた場合には、全て参加者が実現を約束したものとする。

- キ 提出される書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、提出された提案書は、全て「埼玉県情報公開条例」に基づく情報公開の対象とする。提出された企画提案書において企業秘密に該当する部分については、その旨を明示すること。
- ク 企画提案書等は一切返却しない。提出された書類は、この企画提案競技の審査目的以外には使用しない。
- ケ 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

10 契約先候補者の選定方法

本事業における契約先候補者については、以下の審査を経て選定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

- ア 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案競技の参加者が5者以下の場合、提出書類を確認後、「10(2)第二次審査（プレゼンテーション）」の審査のみを実施する。
- イ 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和7年5月7日（水）までに電子メールで通知する。
- ウ 第一次審査通過者は、5者以内を想定している。
- エ 第一次審査通過者については、以下「10(2)第二次審査（プレゼンテーション）」の審査を実施する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

- ア プレゼンテーションは5月14日（水）、15日（木）のいずれかに実施予定である。
- イ プレゼンテーションの日時、場所、開催方法（WEB又は対面）等の詳細は、第一次審査の通過者に第一次審査の結果とともに電子メールで連絡する。
- ウ プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行うこと。プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とする。
- エ プレゼンテーションの時間は30分、質疑の時間を15分とする。
- オ プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとする。
- カ プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトマネージャー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。
- キ 第二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、5月中旬に電子メールで通知する予定である。

11 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「埼玉縣市町村デジタル化支援業務委託企画提案評価基準書」及び「埼玉縣市町村デジタル化支援業務委託評価項目一覧」を参照すること。

12 契約の締結

選定された契約先候補者は、提出書類に基づき具体的事業内容を県と協議し、委託契約

を締結するものとする。

なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

13 契約保証金について

- (1) 「12 契約の締結」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第 8 条第 1 項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の 100 分の 1 以上)を納めること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規定第 81 条第 2 項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 その他留意事項

- (1) この企画提案競技に関して要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 埼玉県が提供した資料等については、第三者に漏らしたり、この企画提案競技及び契約以外の目的で使用したりすることを禁止する。
- (3) 企画提案書の業務の実施体制に記載した予定担当者は、原則として、変更できない。
なお、退職、病気等でやむを得ない場合は、埼玉県の同意を得て同等以上の者に変更すること。

15 配布資料

- (1) 募集要項
- (2) 募集要項【様式第 1 号】 質問票
- (3) 募集要項【様式第 2 号】 参加申込書
- (4) 募集要項【様式第 3 号】 会社概要
- (5) 埼玉縣市町村デジタル化支援業務企画提案評価基準書
- (6) 埼玉縣市町村デジタル化支援業務評価項目一覧
- (7) 埼玉縣市町村デジタル化支援業務委託仕様書
- (8) 埼玉縣市町村デジタル化支援業務契約書案

16 選定のスケジュール

日程	内容	備考
4月1日(火)	公募(ホームページ掲載)	
4月8日(火) 17:00 まで	質問事項受付期限	
4月11日(金) 17:00 まで	質問に対する回答(県)	
4月16日(水) 17:00 まで	参加申込み期限	
4月18日(金) 17:00 まで	参加資格確認結果通知(県)	
4月23日(水) 17:00 まで	企画提案書の提出期限	
5月7日(水)	第一次審査(書類審査)の結果通知(県)	
5月14日(水)	第2次審査(プレゼンテーション)	・予備日 5/15(木) ・参加が必須要件
5月中	第二次審査の結果通知(県)・契約	

17 担当窓口 提出先

(名 称) 埼玉県企画財政部情報システム戦略課 企画・市町村支援担当
(所 在 地) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
(埼玉県庁第二庁舎10階)
(電話番号) 048-830-2280 (直通)
(メールアドレス) a2290-12@pref.saitama.lg.jp